

転居（米子市内で引越し）された方へ

申請手続きや証明書交付時に、本人を確認することができる書類(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険の資格確認書、特別永住者証明書、在留カードなど)の提示を求めておりますので、ご協力をお願いします。

市内で引っ越しされた方の主な手続きとして、次のようなものがあります。
くわしくは担当の窓口でご確認ください。

【主な手続き】

項目	転居後の手続き	窓 口	注意事項
国民年金に加入されている方	・特に手続きの必要はありません	保険年金課 本庁1階⑤番窓口 ☎23-5142	
公的年金の受給者の方	・特に手続きの必要はありません	保険年金課 本庁1階⑥番窓口 ☎23-5123	必要なもの ・特別医療費受給資格証
特別医療費の助成を受けられている方	・特別医療費受給資格証の住所変更の手続きをしてください	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 ☎23-5122	必要なもの ・国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ・限度額適用認定証等（お持ちの方のみ）
国民健康保険に加入されている方	・被保険者情報の変更手続きをしてください	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 ☎23-5122	必要なもの ・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）
後期高齢者医療に加入されている方	・被保険者情報の変更手続きをしてください	長寿社会課 本庁1階⑪番窓口 ☎23-5131	必要なもの ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証等（お持ちの方のみ）
介護保険に加入されている方	・保険証の住所変更の手続きをしてください	スマート窓口 本庁1階⑪番窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5135	
児童手当受給者の方（公務員を除く）	・子どもと新たに別居する場合は住所変更の手続きをしてください	スマート窓口 本庁1階⑪番窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	必要なもの ※こども支援課にお尋ねください
児童扶養手当受給者の方	・児童扶養手当住所変更届を提出してください	こども相談課 ふれあいの里1階 (錦町1丁目139-3) ☎23-5453	
保育所等に通われるお子さんがいる方	・住所変更の手続きをしてください	スマート窓口 本庁1階⑪番窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	
妊娠中の方、乳幼児期のお子さんがいる方	・母子健康手帳の住所はご自分で訂正してください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144 各学校	新しい学校での手続きがまだの場合は、市民一課発行の就学通知書を新しい学校に提示してください
小・中学校に通われるお子さんがいる方	・学校区が変わる場合…就学通知書をお渡しします	各学校	通学している学校に住所変更の連絡をしてください
	・学校区が変わらない場合…学校に連絡してください	学校教育課 ふれあいの里1階 (錦町1丁目139-3) ☎23-5433	市民一課発行の就学通知書をスマート窓口までご持参ください
	・校区外就学等、特段の事情がある場合は、教育委員会（学校教育課）で手続きをしてください		

項目	転居後の手続き	窓口	注意事項
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 住所変更の手続きをしてください		必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方	・ 住所変更の手続きをしてください	障がい者支援課 本庁1階⑨番窓口 ☎23-5153 ☎23-5159 ☎23-5544 ☎23-5545	必要なもの 特別児童扶養手当証書
自立支援医療受給者の方	・ 住所変更の手続きをしてください		必要なもの 自立支援医療受給者証
障害福祉サービス受給者の方	・ 住所変更の手続きをしてください		必要なもの 障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証
印鑑登録証をお持ちの方	・ 印鑑登録証はそのままご使用になります	市民一課 本庁1階③番窓口 ☎23-5144	手続きの必要はありません
マイナンバーカードの発行を希望される方	・ マイナンバーカードを申請される場合には最新の「申請書ID」が必要です	市民二課 本庁1階⑩番窓口 ☎21-8574	マイナンバーカードの交付方法については、市民二課にお問い合わせください
マイナンバーカードをお持ちの方 電子証明書を登録されている方	・ カードに記録された住所の変更手続きをしてください ・ 繙続利用には暗証番号が必要です ・ 署名用電子証明書(e-Tax等用)は住所を変更されると失効します ・ 利用者証明用電子証明書はカードの券面更新手続が必要です	市民二課 本庁1階⑩番窓口 ☎21-8574	手続きに必要なものについては、市民二課にお問い合わせください 電子証明書の有効期限は市民二課にお問い合わせください コンビニ交付サービスを利用するには更新手続が必要です
本人通知制度登録者の方	・ 登録変更の届け等を提出してください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5141	くわしくは市民一課にお問い合わせください
各種証明書について	・ 住民票 ・ 印鑑登録証明書 ・ 戸籍、除籍に関する証明書など ・ 所得証明書、固定資産証明書など (所得証明書は1月1日にお住まいだった住所地の市区町村役場で取得してください) ・ 住民票、印鑑登録証明書、戸籍、除籍に関する証明書など(税証明の交付は不可)	市民一課 本庁1階③番窓口 ☎23-5144 市民税課 本庁2階②番窓口 ☎23-5111 行政窓口サービスセンター 本庁1階②番窓口 ☎39-0222	受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 淀江支所地域生活課☎56-3115でも証明書の交付を行っています 受付時間 日曜日(祝日を除く)及び 振替休日 9:00～11:45

【他の手続き】

項目	転居後の手続き	窓口	注意事項
市営住宅に転居される方	・ 市営住宅に居住されている方と同居される場合は、市営住宅同居承認申請が必要です	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 糀町1丁目160番地 ☎21-8806	鳥取県住宅供給公社 (鳥取県西部総合事務所3号館1階)にお問い合わせください
市営住宅から転居された方	・ 異動等の手続きが必要です		

項目	転居後の手続き	窓口	注意事項
市営墓地 (南公園・北公園・淀江墓苑) 使用者の方	<ul style="list-style-type: none"> 市営墓地使用者の住所変更手続きをしてください (※ただし、南公園墓地内の西念寺・善證寺区画をご使用の方は、直接お寺にお問い合わせください) 	建設企画課 糀町庁舎2階(糀町1丁目160番地) ☎23-5529 または おくやみコーナー 本庁1階⑪番窓口 ☎21-7462 または 地域生活課 淀江支所1階 ☎56-3112	手続きに必要なものについては、左記窓口へお問い合わせください（墓地使用許可証が必要になります）
郵便物の転送届出	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物の転送については、「転居届」をポストへ投函していただくか、お近くの郵便局へ提出してください 	米子郵便局 米子市弥生町10 ☎34-5150	「転居届」用紙は市民一課窓口にもあります

項目	転居後の手続き	窓口（お問い合わせ先）	
上水道		米子市上下水道局お客さまセンター 米子市車尾南2丁目8-1 ☎32-9917	米子市上下水道局ホームページでも事前受付しています
下水道 ・公共下水道 ・農業集落排水	<ul style="list-style-type: none"> ご使用を開始・中止されるときは、使用開始・使用中止の届出が必要です（遅くとも3、4日前までに） 	事前にお電話でご連絡ください	
浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 転居後の住宅（戸建て）の浄化槽の管理をする方となる場合は、管理者変更の手続きをしてください 	上下水道局営業課 ☎34-1387	米子市上下水道局庁舎1階 米子市車尾南2丁目8-1
運転免許証の住所変更届出	<ul style="list-style-type: none"> 住所を明らかにできる書類の提示が必要です（住民票、マイナンバーカード、特別永住者証明書、在留カードなど） 平日のみの受付です 	米子警察署 ☎33-0110 西部地区運転免許センター ☎22-4607	米子市上福原1266-4 米子市上福原1272-2
犬を飼われている方	<ul style="list-style-type: none"> 犬の所在地変更等の手続きをしてください マイクロチップを装着している場合は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項の変更手続きを行ってください この場合、米子市の窓口での手続きは不要です マイクロチップを装着していない場合は、窓口で手続きをしてください <p>※ 犬の情報がわかるものをお持ちください（登録手帳など）</p>	環境政策課 ☎23-5257 または 市民二課 ☎21-5853 または 地域生活課 ☎56-3112	米子市クリーンセンター2階 河崎3280-1 市役所本庁1階⑪番窓口 米子市淀江支所1階 淀江町西原1129-1

【困った時の相談窓口はこちらへ】

消費トラブルの相談	米子市消費生活相談室：市役所本庁1階 平日9:00～17:00（予約不要） ☎35-6566 （土日・祝日を除く） または ☎188 （消費者ホットライン）
子育て全般	こども総合相談窓口：ふれあいの里（錦町1丁目139-3） ☎23-5469

【夜や休日の急病のとき】

夜間・休日急患診療 (内科・小児科)	西部医師会急患診療所:米子市久米町136 ☎34-6253 診療時間 平日・土曜日 19:00～22:00 日曜・祝日・12月30日～1月3日 9:00～22:00
休日救急歯科診療	鳥取県西部歯科保健センター:米子市両三柳104-1(鳥取県西部歯科医師会館内) ☎33-3864 診療時間 日曜・祝日・8月13～15日・12月30日～1月3日 9:00～15:00

【口座振替のご案内】(収納推進課 ☎23-5161)

市税や保険料などの納付には、便利で確実な口座振替をおすすめしています。申込書は収納推進課をはじめ、各担当窓口（または市内の金融機関の窓口）に備えつけてあります。

【ごみの出し方・収集日について】(クリーン推進課 ☎23-5300)

お住まいの地域により、収集日が異なります。ごみの出し方・収集日についてはお住まいの地区の「ごみ分別収集カレンダー＆健康ガイド・国保ガイド」でご確認ください。カレンダーは市役所本庁舎1階総合案内、淀江支所、クリーンセンター、ふれあいの里1階総合受付、各公民館に設置しており、米子市ホームページにも掲載しております。また、ごみ、資源物分別アプリ「さんあーる」をダウンロードされると、分別方法の50音順検索や、収集日の通知機能を利用できます。詳しくはクリーン推進課(クリーンセンター1階)にお問い合わせください。



Android端末

iOS端末

【その他問い合わせ先】

公 民 館	電 气	電 話 (新設・移設)
地域振興課 ☎23-5444 市役所本庁4階	中国電力 米子営業所 ☎0120-211-476	NTT西日本 ☎116

【自治会への加入について】(地域振興課 ☎23-5371)

現在、市内には約400の自治会があり、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域の親睦行事、環境の美化、防犯・防災、子どもや高齢者の見守り活動など、幅広い活動をされています。自治会は同じ地域に住む皆さんと、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、住みよい地域をつくるために組織されたものです。同じ地域に住む皆さんとともに住みよい地域をつくりあげるためにも、自治会へご加入いただきますようお願いいたします。自治会へのご加入については、お近くの自治会長さん、または地域振興課（本庁4階 ☎23-5371）にお尋ねください。

※ 米子市の情報は米子市ホームページ
(アドレス:www.city.yonago.lg.jp)でもご覧いただけます。

米子市役所 市民一課

(令和7年11月作成)



米子市グリーン購入適合紙を使用しています